

令和元年12月

伊那中央行政組合議会定例会議案書

令和元年12月20日

令和元年12月伊那中央行政組合議会定例会議案目次

議案第1号	伊那中央行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例……………	3
議案第2号	伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す る条例……………	11
議案第3号	伊那中央行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例……………	12
議案第4号	令和元年度伊那中央病院事業会計第2回補正予算について……………	24

伊那中央行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の 2 第 5 項、第 204 条第 3 項及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 24 条第 5 項に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第 2 条 前条の給与とは、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「第 2 号職員」という。)にあっては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、同項第 1 号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「第 1 号職員」という。)にあっては報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(第 2 号職員の給料)

第 3 条 第 2 号職員の給料は、伊那中央行政組合一般職の職員の給与に関する条例第 2 条第 3 項により掲げる給料表(以下「給料表」という。)によるものとし、職種の区分に応じて適用する。

2 給料表は、全ての第 2 号職員に適用するものとする。

(第 2 号職員の職務の級)

第 4 条 第 2 号職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表に掲げる等級別基準職務表によるものとする。

2 第 2 号職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者(法第 6 条第 1 項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第 14 条第 2 項を除き、以下同じ。)が決定する。

(第 2 号職員の号給)

第 5 条 第 2 号職員となった者の号給は、組合長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(第 2 号職員の給料の支給)

第 6 条 伊那中央行政組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和 38 年伊那中央行政組合条例第 9 号)第 2 条において準用する伊那市一般職の職員の給与に関する条例(平成 18 年伊那市条例第 39 号。以下「給与条例」という。)第 12 条の規定は、第 2 号職員について準用する。

2 給与条例第 13 条の規定は、第 2 号職員について準用する。この場合において、同条第 4 項中「勤務時間条例第 2 条第 4 項から第 6 項までの規定による週休日」とあるのは、「当該第 2 号職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(第2号職員の地域手当)

第7条 給与条例第19条の2の規定は、第2号職員について準用する。

(第2号職員の通勤手当)

第8条 給与条例第24条から第29条までの規定は、第2号職員について準用する。

(第2号職員の時間外勤務手当)

第9条 給与条例第35条第1項及び第3項の規定は、第2号職員について準用する。

この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間外に勤務を命じられた職員」とあるのは、「当該第2号職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた第2号職員」と読み替えるものとする。

(第2号職員の休日勤務手当)

第10条 給与条例第36条の規定は、第2号職員について準用する。この場合において、同条第2項中「において、正規の勤務時間」とあるのは、「において、当該第2号職員について定められた勤務時間(以下この項において「正規の勤務時間」という。)」と読み替えるものとする。

(第2号職員の夜間勤務手当)

第11条 給与条例第37条の規定は、第2号職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該第2号職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(第2号職員の宿日直手当)

第12条 給与条例第38条の規定は、第2号職員について準用する。

2 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。

(第2号職員の給料の端数処理)

第13条 第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第9条から第11条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(第2号職員の期末手当)

第14条 給与条例第47条から第50条までの規定は、任期の定めが6月以上の第2号職員について準用する。この場合において、給与条例第48条中「100分の130」とあるのは「100分の115」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たない第2号職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくするものに限る。次項及び第24条において同じ。)の定め合計が6月以上に至ったときは、当該第2号職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の第2号職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に第2号職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の第2号職員とみなす。

(第2号職員の特殊勤務手当)

第15条 第2号職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、伊那中央行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和44年

伊那中央行政組合条例第1号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の定めるところによる。

(第2号職員の勤務1時間当たりの給与額)

第16条 給与条例第64条の規定は、第2号職員について準用する。

(第2号職員の給料の減額)

第17条 第2号職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。))又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。))である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(第1号職員の報酬)

第18条 月額で報酬を定める第1号職員の報酬の額は、基準月額に、当該第1号職員について定められた1週間当たりの勤務時間を伊那中央行政組合一般職の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和38年伊那中央行政組合条例第8号)第2条において準用する伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成18年伊那市条例第31号。以下「勤務時間条例」という。))第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。))とする。

2 日額で報酬を定める第1号職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該第1号職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定める第1号職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定する第1号職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額とする。

(第1号職員の特殊勤務に係る報酬)

第19条 特殊勤務手当条例に規定する業務に従事することを命ぜられた第1号職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(第1号職員の時間外勤務に係る報酬)

第20条 当該第1号職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。))以外の時間に勤務することを命ぜられた第1号職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で組合長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時

間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、第1号職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

（1）正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

（2）前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた第1号職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で組合長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、第1号職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた第1号職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

（1）第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

（2）前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（第1号職員の休日勤務に係る報酬）

第21条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた第1号職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で組合長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた第1号職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

（第1号職員の夜間勤務に係る報酬）

第22条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた第1号職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

（第1号職員の報酬の端数処理）

第23条 第18条第3項の規定により時間額で報酬を支給する場合において、1か月の報酬額（第28条の規定により給与の一部を控除して支給する場合には控除した残額）に100円未満の端数を生じたときは、50円未満の端数を切り捨て、50円以上の端数を100円に切り上げるものとする。

2 第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第20条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（第1号職員の期末手当）

第24条 給与条例第47条から第50条までの規定は、任期の定めが6月以上の第1号職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として組合長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第48条中「100分の130」とあるのは「100分の115」、同条第3項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の第1号職員としての在職期間における報酬（第2号職員との均衡を考慮して組合長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たない第1号職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該第1号職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の第1号職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に第1号職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の第1号職員とみなす。

4 前3項の規定に関わらず、別表の等級別基準職務表の医師の初期研修医の職にあたる者については、支給の対象としない。

（第1号職員の報酬の支給）

第25条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、組合長が規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められた第1号職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められた第1号職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該第1号職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（第1号職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第26条 第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じ

- て得た額を当該第1号職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから組合長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額を当該第1号職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額
- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該第1号職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額
- (3) 時間額による報酬 前項第3号の規定により計算して得た額  
(第1号職員の報酬の減額)
- 第27条 月額により報酬を定められている第1号職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。
- 2 日額により報酬を定められている第1号職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。  
(会計年度任用職員の給与からの控除)
- 第28条 任命権者は、会計年度任用職員に給与を支給する際、次に掲げるものを当該職員の給与等から控除することができる。
- (1) 伊那中央行政組合伊那中央病院互助会費
- (2) 団体扱いの生命保険及び損害保険の保険料
- (3) その他職員が給与からの控除を申し出たもので、組合長が適当と認めるもの  
(組合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)
- 第29条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し組合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。  
(第1号職員の通勤に係る費用弁償)
- 第30条 第1号職員が給与条例第24条各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。
- 2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第24条から第30条までの規定の例による。  
(第1号職員の公務のための旅行に係る費用弁償)
- 第31条 第1号職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。
- 2 旅行に係る費用弁償の額は、伊那中央行政組合職員の旅費等に関する条例(昭和38年伊那中央行政組合条例第12号)の例による。  
(委任)
- 第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が規則で定める。



別表（第4条関係）  
等級別基準職務表

職種	給料表	職務の級	基準となる職務
一般事務 (他の職種の区分の適用を受けないものを含む。)	行政職給料表	2	高度な知識、専門性、技術、経験等を必要とする職務
		1	1 相当な知識、技術、経験等を必要とする職務 2 定型的又は補助的な職務
医師	医療職給料表(一)	3	医師の職務
	組合長が規則で定めるもの	—	初期研修医の職務
薬剤師、臨床検査技師、理学療法士、歯科衛生士、その他これらに準ずる業務に従事する職員で、組合長が規則で定めるもの	医療職給料表(二)	3	相当な知識と経験を必要とする薬剤師の職務
		2	知識経験を必要とする職務
助産師、看護師、准看護師、その他これらに準ずる業務に従事する職員で、組合長が規則で定めるもの	医療職給料表(三)	3	相当な知識経験を必要とする助産師、看護師、専門看護師及び認定看護師の職務
		2	助産師、看護師の職務
		1	准看護師の職務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)
- 2 この条例の施行日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法第17条又は第22条第5項の規定に基づき任用されていた者に係る令和元年12月2日以降当該日までの引き続いた当該職としての在職期間については、第14条において準用する給与条例第48条第1項に規定する在職期間に通算するものとする。

令和元年12月20日提出

伊那中央行政組合長 白鳥 孝

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、提案するものであります。

伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例（平成 14 年伊那中央行政組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する職員を除く。）」を加える。

第 8 条中「育児休業をした職員」の次に「（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する職員を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年 12 月 20 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い条例の整備を行うため、提案するものであります。

## 伊那中央行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

伊那中央行政組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和38年伊那中央保健衛生施設組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1、別表第3及び別表第4を次のように改める。

## 別表第1（第2条第3項関係）

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号棒	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	

25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	

66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			

	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第3（第2条第3項関係）

医療職給料表（二）

職員 の 区分	職務 の級 号棒	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400
8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	

9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400
10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500
11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600
12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700
13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200
14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200
15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100
16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100
17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900
18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900
19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900
20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900
21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700
22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800
24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900
31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300



50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		

	91		290,700	327,200	348,000		
	92		290,900	327,600	348,300		
	93		291,300	327,900	348,700		
	94		291,500	328,100	349,000		
	95		291,700	328,500	349,300		
	96		292,000	328,800	349,600		
	97		292,400	329,000	349,900		
	98		292,700	329,300	350,300		
	99		292,900	329,600	350,700		
	100		293,200	329,900	351,100		
	101		293,500	330,100	351,600		
	102		293,700	330,400	352,000		
	103		293,900	330,800	352,400		
	104		294,200	331,000	352,800		
	105		294,500	331,200	353,300		
	106			331,400			
	107			331,800			
	108			332,000			
	109			332,200			
	110			332,600			
	111			333,000			
	112			333,400			
	113			333,600			
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

別表第4（第2条第3項関係）

医療職給料表（三）

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 棒	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	

8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000

49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	

90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			

131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			
137	300,900	331,700			
138	301,200	332,100			
139	301,600	332,500			
140	301,900	332,900			
141	302,100	333,200			
142	302,500	333,600			
143	302,900	333,900			
144	303,200	334,300			
145	303,400	334,600			
146	303,600	335,000			
147	303,900	335,400			
148	304,300	335,800			
149	304,500	336,100			
150	304,700	336,500			
151	305,000	336,900			
152	305,300	337,300			
153	305,700	337,600			
154	305,900				
155	306,100				
156	306,400				
157	306,700				
158	307,000				
159	307,300				
160	307,600				
161	308,000				
162	308,300				
163	308,600				
164	308,900				
165	309,300				
166	309,600				
167	309,900				
168	310,200				
169	310,600				

再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の伊那中央行政組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の伊那中央行政組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(組合長への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

令和元年12月20日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

(提案理由)

国家公務員に対する人事院勧告の内容を踏まえた一般職の職員の給料月額の改定を行うため、提案するものであります。

令和元年度伊那中央病院事業会計第2回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第218条第1項の規定により、令和元年度伊那中央病院事業会計第2回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和元年12月20日提出

伊那中央行政組合長 白鳥 孝